医政発 0330 第 8 号 令和 4 年 3 月 30 日

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

厚生労働省医政局長 (公印省略)

「医師法施行令の一部を改正する政令」の公布について(通知)

医師法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第131号)については、別紙のとおり令和4年3月30日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)第5条の規定による改正後の医師法(昭和23年法律第201号。以下「新医師法」という。)第17条の2第1項の規定により、大学において医学を専攻する学生であって、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの(以下「共用試験」という。)に合格したもの(以下「医学生」という。)は、臨床実習において医師の指導監督の下、一定の医業を行うことができるものとされたところ。
- 共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認するものであり、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識・技能を確認する医師国家試験とは内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から医師の指導監督の下であるとしても、一定の医業については、医学生が行うことができないよう、医師法施行令(昭和28年政令第382号。以下「政令」という。)において、規定する必要がある。

第2 制定の内容

○ 新医師法第17条の2第1項に規定する、「医業(政令で定めるものを除く。)」の「政令で定める医業」については、医療安全等の観点から、処方箋の交付とする。

第3 施行期日

○ 改正法の施行の日である令和5年4月1日から施行するものとする。